

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 日)

平成 1 8 年 6 月 2 2 日 (木曜日)

---

### 議事日程

平成 1 8 年 6 月 2 2 日 午前 9 時 3 1 分開議

- 日程第 1 議案第 87 号 大山町財産区議会設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第 88 号 大山町財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 89 号 大山町財産区議会の議決に付すべき契約及び財産の処分等に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 90 号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 5 議案第 91 号 大山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 92 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 7 議案第 93 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 8 議案第 94 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 9 議案第 95 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 96 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 97 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 98 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 99 号 平成 18 年度大山町中山財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 100 号 平成 18 年度大山町上中山財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 101 号 平成 18 年度大山町下中山財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 議案第 102 号 平成 18 年度大山町逢坂財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 103 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 104 号 大山町総合計画 (基本構想) について
- 日程第 19 議案第 105 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 106 号 物品購入契約の締結について (中山第 2 分団消防ポンプ自動車購入)

- 日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 22 陳情第 8 号 日本郵政公社の集配局廃止計画の中止を求める意見書の提出  
についての陳情について
- 日程第 23 陳情第 11 号 大山町の「鳥」指定についての陳情について
- 日程第 24 陳情第 12 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び  
金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する  
法律」の改正を求める陳情について
- 日程第 25 発議案第 5 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び  
金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する  
法律」の改正を求める意見書について
- 日程第 26 陳情第 14 号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情につ  
いて
- 日程第 27 陳情第 13 号 教育基本法改正に関する意見書の提出についての陳情について
- 日程第 28 発議案第 6 号 公有財産調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 29 議員派遣について
- 日程第 30 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 31 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 32 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 33 議会運営委員会閉会中の継続調査について

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 87 号 大山町財産区議会設置条例の制定について
- 日程第 2 議案第 88 号 大山町財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の  
制定について
- 日程第 3 議案第 89 号 大山町財産区議会の議決に付すべき契約及び財産の処分等に  
関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 90 号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結につ  
いて
- 日程第 5 議案第 91 号 大山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例  
の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 92 号 平成 18 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 93 号 平成 18 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 94 号 平成 18 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 9 議案第 95 号 平成 18 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 10 議案第 96 号 平成 18 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 97 号 平成 18 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 98 号 平成 18 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 99 号 平成 18 年度大山町中山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 100 号 平成 18 年度大山町上中山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 101 号 平成 18 年度大山町下中山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 議案第 102 号 平成 18 年度大山町逢坂財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 103 号 大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例等の一部を改正する  
条例について
- 日程第 18 議案第 104 号 大山町総合計画（基本構想）について
- 日程第 19 議案第 105 号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 106 号 物品購入契約の締結について（中山第 2 分団消防ポンプ自動  
車購入）
- 日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 22 陳情第 8 号 日本郵政公社の集配局廃止計画の中止を求める意見書の提出  
についての陳情について
- 日程第 23 陳情第 11 号 大山町の「鳥」指定についての陳情について
- 日程第 24 陳情第 12 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び  
金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する  
法律」の改正を求める陳情について
- 日程第 25 発議案第 5 号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び  
金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する  
法律」の改正を求める意見書について
- 日程第 26 陳情第 14 号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情につ  
いて
- 日程第 27 陳情第 13 号 教育基本法改正に関する意見書の提出についての陳情について
- 日程第 28 発議案第 6 号 公有財産調査特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 29 議員派遣について
- 日程第 30 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 31 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 32 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 33 議会運営委員会閉会中の継続調査について

### 出席議員（21名）

1番	近藤大介	2番	西尾寿博
3番	吉原美智恵	4番	遠藤幸子
5番	敦賀亀義	6番	森田増範
7番	川島正寿	8番	岩井美保子
9番	秋田美喜雄	10番	尾古博文
11番	諸遊壤司	12番	足立敏雄
13番	小原力三	14番	岡田聰
15番	二宮淳一	16番	椎木学
17番	野口俊明	18番	沢田正己
19番	荒松廣志	20番	西山富三郎
21番	鹿島功		

### 欠席議員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局長	小谷正寿	書記	汐田美穂
----	------	----	------

### 説明のため出席した者の職氏名

町長	山口隆之	助役	田中祥二
教育長	山田晋	代表監査委員	椎木喜久男
大山支所長	河崎博光	中山支所長	田中豊
総務課長	諸遊雅照	企画情報課長	後藤透
住民生活課長	福田勝清	税務課長	野間一成
地域整備課長	押村彰文	産業振興課長	渡辺収
水道課長	小西正記	福祉保健課長	松岡久美子
人権推進課長	近藤照秋	教育次長	狩野実
社会教育課長	麴谷昭久	幼児教育課長	高木佐奈江
観光商工課長	福留弘明		(午後欠席)
診療所事務局長	中田豊三	農業委員会事務局長	高見公治

### 開議宣告

○議長（鹿島 功君） おはようございます。6月定例会もいよいよ本日が最終日となりました。質疑・討論・採決を行なっていただきたいと思います。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(西山 富三郎議員 着席)

---

### 日程第1 議案第87号

○議長(鹿島 功君) 日程第1、議案第87号 大山町財産区議会設置条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第87号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第2 議案第88号

○議長(鹿島 功君) 日程第2、議案第88号 大山町財産区議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(鹿島 功君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第88号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(鹿島 功君) 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第89号

○議長(鹿島 功君) 日程第3、議案第89号 大山町財産区議会の議決に付すべき契

約及び財産の処分等に関する条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 89 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 90 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 4、議案第 90 号 建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 90 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 5 議案第 91 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 5、議案第 91 号 大山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6 議案第92号

○議長（鹿島 功君） 日程第6、議案第92号 平成18年度大山町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第92号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第93号

○議長（鹿島 功君） 日程第7、議案第93号 平成18年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第93号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決

されました。

---

#### 日程第 8 議案第 9 4 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 8、議案第 9 4 号 平成 1 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 9 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 9 4 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 9 議案第 9 5 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 9、議案第 9 5 号 平成 1 8 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 9 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 9 5 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 1 0 議案第 9 6 号

○議長（鹿島 功君） 日程第 1 0、議案第 9 6 号 平成 1 8 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第96号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11 議案第97号

○議長（鹿島 功君） 日程第11、議案第97号 平成18年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第97号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第12 議案第98号

○議長（鹿島 功君） 日程第12、議案第98号 平成18年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第98号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第99号

○議長（鹿島 功君） 日程第13、議案第99号 平成18年度大山町中山財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第99号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14 議案第100号

○議長（鹿島 功君） 日程第14、議案第100号 平成18年度大山町上中山財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第100号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第100号は、原案のとおり可

決されました。

---

#### 日程第 15 議案第 101号

○議長（鹿島 功君） 日程第 15、議案第 101号 平成 18年度大山町下中山財産区特別会計補正予算（第 1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 101号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 101号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 16 議案第 102号

○議長（鹿島 功君） 日程第 16、議案第 102号 平成 18年度大山町逢坂財産区特別会計補正予算（第 1号）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 102号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第 102号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 17 議案第 103号

○議長（鹿島 功君） 日程第 17、議案第 103号 平成 18年度大山町立ふるさとフォーラムなかやま条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を

行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第103号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第18 議案第104号

○議長（鹿島 功君） 日程第18、議案第104号 大山町総合計画（基本構想）についてを議題とします。これから質疑を行います。20番 西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 1ページにかかわって2点ほど質問しておきます。

ご承知のように、まちづくり三法というのがございます。一つは、大規模小売店舗立地法、一つは中心市街地活性化法、改正都市計画法の3つを通称まちづくり三法と呼んでいます。今、社会問題化している計画等がありますが、この計画にあたって三法等の議論しながら審議されたのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんのご質問には、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 西山議員さんのご質問にお答えいたします。まちづくり三法についての議論がこの審議の過程であったかということでございますが、このまちづくり三法につきましては、中心商業圏の活性化、そういうことを狙いとしたものでございます。こういった中で審議会といたしましては、この企業のいわゆるここ大山町での商工会の活性化ということで議論をいただいております。その中で、経営指導とかそういうことに力をいれる、また消費動向を把握して、それを今後の経営につなげるということで、直接は、議題としてあげておりませんが、こういった大規模店舗の店舗法等でやって、郊外型の大型店への対抗というか、それへの影響を極力避けようということでの議題に集中したところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 20番西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） それじゃあ、次に進みます。やっぱりこの1ページ

の計画の構成というのがあります。この計画は、基本構想、基本計画、実施計画により構成します、とあります。で、ご承知のように基本構想は、10年を目指したものの、基本計画は5年を目指したもの、実施計画は3年をローリングしてやっていくということですが、私名和町時代から申し上げておりますように、基本構想は議決要件なんですね。ところが、基本計画が専決ですね。専決なんです。で、だいたい私ども専決はいけないよということをおっしゃっております。でね、名和町議会も全国の議長会に入っておるわけですけど、分権時代に対応したあらたな町村議会の活性化方策の最終報告が、平成14年4月第二次地方町村議会活性化研究会から出されておるんです。それでここには、地方自治法第96条第1項は、制限列举ではなく、議決が最低限必要な議会だと、我々議会側は解釈しているわけですが、それではっきり言って基本計画のこの基本構想の議決さえされたら、あとは執行部のものであるわということではなくて、基本計画を議会に出して、議決要件にしていただけませんか。そのお考えありますか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 西山議員さんのご質問には、担当課長の方から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 企画情報課長。

**○企画情報課長（後藤 透君）** 総合計画の議決についてということだというぐあいに理解をさせていただいております。議員がご指摘の地方自治法の議決案件になります部分につきましては、ご指摘のように制限列举ということで掲げてございます。この事項につきまして、今私どもの考えておるところを申し上げますと、今回総合計画、基本計画、基本構想を提案させていただいております。

また、議決ではございませんけれども、参考資料としてそれに基づく基本計画を提出させていただいております。で、地方議会活性化研究の報告書につきましても、議員さんの方から紹介を受けまして、目を通させていただきました。この中で、自治法の第96条第1項の議決ということで、第二次ということですので、第一次、第二次に続いてこの自治法の改正ということで、総合計画の基本計画部分も議決案件にすべきだということでの要望がこの提案で出されていることは承知しております。

その中でですけれども、基本計画については、基本構想にかかる部分で、基本計画を参考資料とか、そういうことでも示さないままに提案されている部分が多いということが指摘されております。こういった問題については、今回は当てはまらないのかなとは思ってましますけれども、議決の案件ではないということがございますので、議決の案件につきましてもの考えといたしましては、この基本計画に基づいて年度年度、事業予算をその年度提案をさせていただいておりますので、その時点での議決ということをお願いするということぐあいに理解しておるところでございます。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 20番西山議員。

**○議員（20番 西山 富三郎君）** あの96条の1はですね、制限列举なんですけども、さらに最初に言っておけば良かったんですけど、96の1にですね、制限列举ばかりしていますと、我々議会側はですよ、日本国憲法では、第94条で憲法上の権利として制定権が指定されていると、憲法を埋没させるもんだというふうな意見があるわけです。で、うちは、まあ私一人で知ったっていかんで、議会運営委員会もあるし、今度はまちづくりの委員会もありますし、行財政調査特別委員会もありますので、この中で議論をしたいと思います。

ただ、ちょっと課長もおっしゃったように、参考資料が出ています。実は基本構想というのが、既に計画を持って出したり、基本構想がすんだらそのあとで基本計画を作るという執行部優位の感じ方の行政の流れはいけませんよということは言ってるわけです。これはこんな全部議員が思っておるですよ。全国の議員が。ということですからよく慎重に考えてください。どうですか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 再質問についても担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 企画情報課長。

**○企画情報課長（後藤 透君）** こういった議論の経過があるということは、充分承知いたしております。従いまして、すぐにこういうことを取り入れるかどうかは別にいたしまして、こういった議論の経過を踏まえながら、今後議会の皆さんとも協議しながら進めて参りたいというぐあいに思っております。以上でございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 19番、荒松議員。

**○議員（19番 荒松 廣志君）** 大山のめぐみの里構想のところで2点質問したいと思います。まず、一点は以前から町長さんは、農業公社を持論としておられましたし、私は集落営農を持論としておりました。その中で、ここのこれをみますと農業公社ということが全く消えてしまっております。こういう構想はもう無くなったと認識していいでしょうか。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 荒松議員さんのご質問に答弁させていただきます。言葉としての農業公社という役割を当時農業の振興していく中で、必要だという思いをもっておりました。しかしながら、いろんな農政も変わってきておりますし、農業公社の役割も広くあるんだろうと思っております。

従いまして、その農業公社にこだわっては今はありません。従って集落営農あるいは農産物等を販売も含めて、加工も含めて、耕運作業、農業含めてですが、いろんな形の中で運営ができていくなれば決してそれは公社という名前でもなくとも組織化していく方法があればいいのではないかなと感じているところであります。

〔「了解、もう一点」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） また70何ページでも触れますけどね、めぐみの里構想の提案理由の説明の中に、農のめぐみの中に、芝って言う言葉が一つも無い。私は6ヘクタやっております。芝農家を自負しております。何故大山に芝があるかという、肥沃な火山灰土の中で作る芝は良質なんです。販売額は70何ページで聞きますけれど、何故芝というのが、このめぐみの里の農の農産物の中に入れられないか、芝は関係ないという形でやっておられますか。あ、ね、芝は言っておきますと農業関係の補助でも何もないですよ、補助制度が。その中でみんなが一生懸命やってるんですよ、ね。役場がね芝はどうでもいいという考えでおるのかどうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 荒松議員さんのご質問には、担当課長の方が答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡辺 収君） ただいまのご質問でございますけれども、芝がなかったということではございますが、実は計画書の78ページ、79ページをご覧いただきたいというように思っております。この中で当然芝は町内の特産物には間違いございません。そういうことから、この振興計画の中に芝も現状なり目標を掲げて、構想の中には入れ込んでおります。基本計画の中に入れておるところでございます。78ページ、79ページをご覧いただきたいというように思っています。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） この70何ページはまたその時やります。今、ここで。あのね、販売額の低い、提案理由の説明の中に、販売額がまだまだ低い産物は出たんですよ。芝が上げておる販売額はかなりその産物より上なんです。そういう中でね、芝が何故この構想の中に載っていないのか。再度。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは私の方から答弁させていただきます。決してその芝の生産額なり生産面積を熟知してないわけではないというふうに思っています。いろんな施策取り組んでいく中で、特徴的なものをさらに伸ばすとか、あるいは珍しいものを大山の特色として大山に絡めて販売につなげていこうというようなことの中で、特徴的には面積が小さいものを、あるいは生産量が少ないものについても、これはそれなりにクローズアップさせていく必要があるんだろと思っております。で、芝というのは、そういう意味で観光とのつながりの中で、他の観光とか産業つないでいく中で、公園等の整備の中で大変、例えばサッカー場作ったり、グラウンド場に芝を植えたいというのは、誘客の上でも効果があるんだろと思っておりますが、とりたてて生産量の多い順とか、面積の多い順にそれ

をという意味でもありませんし、決してその芝をないがしろにしておるという意味は全く思っておりませんで、そこら辺のところは、ご理解をいただきたいなというふうに思うところがございます。以上です。

〔「了解、後ページでまた」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 休憩いたします。

午前 10 時 32 分 休憩

---

午前 10 時 33 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。基本計画 32 ページ他にありませんか。2 番、西尾議員。

○議員（2 番 西尾 寿博君） ちょっと一つお聞きしたいと思います。3 ページの人口のことですが、1 万 8, 884 であります。これは 17 年度ほどですが、どんどん減っていると思うんですけど、これは正確なのかな、ていうのが、町報の人口とちょっと違うんじゃないかなと。町報の場合は今でも 1 万 9, 000 幾らかかと、何百人違いがあるわけですが、これはどういったことなのかなということが一つあります。そしてこれを見ると、なんかどんどん減って、実は 27 年度には目標値が 1 万 9, 000 ってなりましたかね、実は 1 万 5, 000 いくぐらい減るのに 1 万 9, 000 いくらというふうに確か目標値が確かなったと思うんですが、18 ページですね。平成 27 年は、推計で 1 万 5, 000、1 万 6, 000 としてですね、そうすると目標値が 1 万 9, 000、減っていくのに上げていくという、ということはこれプラスマイナスでいうと 2 倍ほど上げていかなければいけないかなと、自然減がありましてそれプラス上げていくということは、倍近い人間を上げていくというような目標が出ています。まあ、目標ですから、これはあくまでも目標と言われればそうだかもしれないなと思っておりますけれど、この辺はどうなんですか。2 つ。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんのご質問には、その辺の考え方、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 西尾議員さんの人口の違い、また目標の設定ということでのご質問にお答えいたします。3 ページに掲げております、人口の推移というものは、ここでは国勢調査の人口と、住民基本台帳上の人口がございます。17 年の速報値として書いております数字につきましては、17 年 10 月 1 日現在での国勢調査での数字を使用しております。またそれぞれの係数は、いわゆる地方交付税、そういうものに関する係数というのは、国勢調査の数字が基本になりますので、この数字を使っていております

ので、住民基本台帳の数字とは、違いが出てまいっておるところでございます。

それと目標の人口の設定ということでございます。この人口の設定については、非常に議論したところでございます。少なくとも現在の減少傾向というものは否めないということでございます。また、減少傾向でも17年、12年の比較をいたしますと、それ以前の減少よりも若干減少率が狭まってきているということがございます。そういった傾向を踏まえながら、というわけではございませんけれど、この大山のめぐみの里構想の施策展開をする中で、流入人口も含めてでございますけれども、定住促進、こういうものをまた子育て環境を整備することによっての定住ということ、こういうものも施策を進める中で、この目標人口に近づけていきたいと、それを目標に施策展開をしていくということでの設定をしておるところでございます。以上であります。

**○議長（鹿島 功君）** 2番、西尾議員。

**○議員（2番 西尾 寿博君）** 第一点目の住民基本台帳の件ですが、多分住んでおられる方が、実は数はいるんだけど実はいないというようなことなのかなと理解しました。そしてこの目標の1万9,000人となっています、私のこの財政推計なんかみますと、借金の返済と言いますか、公債費ですけど、これがどんどん上がってきて平成24年まで、これ、いただいたもんですが出ております。24年も上がっておるんですね。25年26年27年、この基本計画の中にあと3年入っています。そうするとこの人口ですね、どの程度考えて、セッティングしたのかなというようなこともありますし、というのは交付税なんかの場合、人口減になるとこれも交付税どんどん減ると。そういうような関係で、甘い数字だったらちょっと困るなど、いう考えでもう一辺。例えばこの推計を目標値を上げながら、財政推計を立てたとか、そのあたりですね、その辺の感覚と言いますか、厳しい感覚でセッティングしてるとか、例えば実はもっと厳しいやつでこれは推計を立ててますというようなことをお聞きしたいなと思っております。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 西尾議員さんの再質問にも担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 総務課長。

**○総務課長（諸遊 雅照君）** ただいま西尾議員さんの方から財政推計に関わります人口の絡んだ財政推計ということでご質問いただきました。お手元におそらく持ち合わせておられます財政推計は、新町の町作りプランに基づく財政推計じゃないかというふうに理解をしております。これ合併協の方が推計をしました新町の人口に基づきまして、さまざまな財政仕様等を基に推計をしましたものでございますので、実際的に新町の新しい新大山町のこの総合計画、あるいは人口の増減と少しリンクはしていないのかなというふうに思っております。合併協で算定された考え方につきましては、その当時と大きく三位一体の改革等によりまして、あるいは交付税制度の見直し等によりまして、財源の調整機能を持ち

ます交付税の制度の維持そのものが根幹に掛かる問題で、いろいろ揺れ動いておりますので、その財政推計とこれから新しいこの総合計画に基づきます財形推計とは少し中身といいますか、数字が異なってくるというふうに思っておりますけれど、この総合計画を元に早急に財政推計をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。以上でございます。

**○議長（鹿島 功君）** 2番、西尾議員。

**○議員（2番 西尾 寿博君）** だいたい理解いたしました。この27年度まではこれはまあないわけですから、できれば27年ぐらいまでのやつをきっちりした数字で現していただいて、そうしないとこの計画が、お金がないのにもうやるような夢のような話というふうになってしまいそうな気がしますんで、その辺をきっちりしていただきたいと思えます。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 西尾議員さんのご質問に答弁させていただきます。ご指摘の意味重々承知をいたしております。先ほど総務課長が申しあげましたように、今交付税の仕組みと地方財政、非常にどういう方向に行くのか、まだはっきりが見えていない部分があります。もちろん我々その都度その財政状況をきちっと把握しながら予算計画、事業計画立てているわけでありまして。したがってこの総合計画に基づく10年間の基本構想というのはこれでお示しをしていくわけでありましてけれども、基本計画、さらには3年の実施計画、これの実施にあたりましては、その都度の見通しのできる財政を推計しながら取り組んでいきたいと思っております。

従って今から10年先までのきちっとした狂いのない財政を推計を立てるといのはちょっと困難な状況だろうというふうに思っておりますが、あくまでもそういった状況を把握しながら、その都度事業計画を見直しをしながら、きちっと事業に取り組んでいきたいというふうに思うところでありますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

**○議長（鹿島 功君）** 他にありませんか。14番、岡田議員。

**○議員（14番 岡田 聡君）** 31ページの（4）子育て環境の充実による若者の定住環境づくりですね。小さい自治体が活力をもって存続していくためには、先ほどもお話がございました人口の維持が一番重要だろうと思えますが、出生率の減少を受けて、政府ではようやく本腰を入れてその対策に取り組むようでございますが、ここへ子育て支援、いろいろ上げてございますが、これらではまだまだ充分とは考えられません。政府がこれからいろいろ施策を打ち出すと思えますが、それらを先取りしてこの計画に入れる考えはないのか、あるいは中途からでも加えていくという考えなのか、お伺いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 町長。

**○町長（山口 隆之君）** 岡田議員さんのご質問には、子育て支援研究いたしました担当課長の方から答弁させていただきます。

はい、それでは私の方から答弁させていただきます。一般論でございます。基本構想にあげております子育て支援、こういう表題を掲げながら取り組んでいます。ただ細部に渡りましては、その都度やはりニーズにあった子育ての支援策を立てていくべきだというふうに思っております。基本的な今、子育ての支援のプランも立てながらそれを皆さんにお示しをして皆で子育てをしようと、そしてまずその基本は親にその子育ての責任はあるんですよ、しかし親の不足部分を地域皆で育てて助けていきましょうという子育てプランも立てて皆さんにご示しをしているところでありますが、そのプランに基づきながら、またその必要に応じてその都度施策を展開して参りたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（鹿島 功君）** 1番、近藤議員。

**○議員（1番 近藤 大介君）** 基本計画のほうに関わると言いますか、総論としてお伺いしたいと思います。この参考資料としての基本計画でございますけれども、ジャンルごとあるいは項目ごとに、平成22年度の目標が、かなり細かい点あるいは具体的な点まで目標が設定してある内容もあれば、かなり重要だなと思うのに全く目標が設定されていないと思うところもございます。

例えば、福祉・医療に係わり合いますところだと、住民の疾病なり介護の発言の状況、これを改善するためにこういう目標を立てるとか、あるいは検診の受診率、それこそ高くなっていく医療費を押さえるためにも、検診の受診率をこういうふうに目標設定しますとか、あるいは財政についても税の徴収率しか収納率しか目標としては上がってないわけですが、経常収支比率であるとか、公債費負担比率であるとか、主要な財政上の指標についての目標とかあってもいいような気がいたします。

3月の定例会の時に、私の行財政改革に関する一般質問の際に、町長はこのめぐみの里構想の実現に向けてこういった総合計画等においては、可能な限り、具体的に数値目標を掲げながら、住民の理解を求めていきたいというふうにおっしゃっておられたわけですが、今回のこの審議会の答申内容について、町長の思いがどの程度、その委員さんに伝わっていたのか、担当課の方からはちょっと大変だけど頑張っこのぐらいまで目標設定してみようという提案が充分になされていたのか、基本計画の中身について町長の思いとしては、充分にご満足しておられるのか、この点についてお尋ねをいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 近藤議員、今基本構想のところの質問を受けておるんですが。

**○議員（1番 近藤 大介君）** はい、基本構想としてでございます。

**○議長（鹿島 功君）** 基本計画って言われましたから。

**○議員（1番 近藤 大介君）** 全体でございます。

**○議長（鹿島 功君）** まあ、あれですわ。答弁。町長。

**○町長（山口 隆之君）** 答弁させていただきます。数字目標とは基本計画の中に上げられるものは上げたという計画になっているんだろうと思います。基本構想も含めてという

話で、含めてこの総合計画について私の思いが入ったかどうかという観点での答弁でよろしいでしょうか。

そうすると基本計画になるんですが、基本的には審議会の方、委員さんをお願いをし、そしてそれぞれの分野について担当課長と協議を課長会等で協議をしながら、その都度キャッチボールをしてまいっておるところであります。その都度私なりの思いも伝え、一緒に議論してさらにつなげ、審議会の委員さんにご審議をいただいてこの総合計画作り上げていただいておりますので、私としては私の思いを充分に入れていただいているというふうに思っているところであります。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 1番、近藤議員。

**○議員（1番 近藤 大介君）** そうしますと先ほど私が上げたような医療なりについての目標設定であるとか、財政についての目標設定なりについては、今回の計画の中では特別目標として掲げる必要はないというふうなご判断であったのか、その辺について確認させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 答弁。

**○町長（山口 隆之君）** 再質問に答弁させていただきます。私もできるだけ分かり易い形の中で、数字で現せるものは数字で目標を設定しましょうということでの意志統一はしております。ただ議論の中で、数字としてきちっと掲げられるものと、掲げられなかったものがあるのではないかというふうに思っておりますので、そこらへんの見解については担当課がそれぞれ把握しておると思っておりますので、担当課長の方からその経過等も含めて答弁をさせたいと思いますが、今基本計画、この時点でいいですか。

**○議長（鹿島 功君）** 今、基本構想ということでしておりますので、また別に分けますので、できれば総合的な話、根本的な話だけでしまっていた方がいいと思っております。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 他にありませんか。なければ、次、基本計画の第1章、47ページまで。社会基盤・生活環境、47ページまで。3番吉原議員。

**○議員（3番 吉原 美智君）** そうしますと42ページ、4番自然環境・景観の保全のところについてお尋ねいたします。そこの現状と課題っていうところの文章がありまして、自然環境との共生を目指した取り組みへの転換が求められています、とあります。また自然環境や景観は、大切に後世に残していかなければなりません、とあります。そういうふううたってあるんですけれども、今の県の景観条例に基づいた町政のままで、現状と課題が守られる、何て言いますかしたら、環境保全が守られるとお考えでありますか。

**○議長（鹿島 功君）** 答弁。

**○町長（山口 隆之君）** 吉原議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 吉原議員さんの質問については、一般質問の方でも町長の方がお答えした部分がございます。景観法が施行されまして、今現在県の方でも景観行政団体としての県の方でその計画作りが進められておるところでございます。そういった計画作りの中に町の方の意見が反映されるというような過程を踏まえて計画が策定されて参りますので、その段階での計画についての町の考え方、そういうものを調整しながら、ここに掲げておるような自然環境の保護を、自然環境を後世に残していくというような施策を展開していくというようなことを考えておるところでございます。

それとそれまでの間といたしまして、県の景観条例、これに基づいた景観作りというようなことをやって参りたいというぐあいに考えておるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 3番 吉原議員。

○議員（3番 吉原 美智君） 一般質問では、行政に対して質問いたしましたけれど、この計画に入っておりますので、景観管理という視点になってくるかと思うんですけれど、景観行政団体となった自治体では、独自の景観計画を策定できると、そして建築物の高さやデザインなどに基準を設け、またそこで住民と協議をしながら、やっていけるということがありますので、改めて質問いたしました。これからの意向が全くないのかあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、一般質問で答弁したとおりであります。景観行政団体については、県の同意を経て、なることができるわけですが、申し上げましたように景観形成をしていくには、住民の皆さんの理解を得ながらやっていかなくちゃならないわけがありますから、そういったことについてもこれから考えていきますけれど、当面は今の県の景観条例の範囲の中で、町としても住民の町の意向もその中に入るわけがありますから、取り組みをしていきますし、今後に向けてその辺については検討させていただきますというふうに答弁したと思っております。以上です。

○議長（鹿島 功君） 3番 吉原議員。

○議員（3番 吉原 美智君） 環境景観法を踏まえてこの現状と課題の文章が作られたと思うんですけれど、その中に町民一人一人が郷土の自然を大切にする意識を持ちついで、住民の責務がその景観法の中にうたってあることを踏まえて書いてあると思うんです。ですから逆に住民の意思を反映しながら景観について町が取り組もうと思しましたら、景観行政団体に名乗りを、手を上げるということが、そういうふうになったほうが、一步景観条例から一步踏み出せるんじゃないかと思えます。けれど、これは一般質問で返答されたと言われますので、一議員の意見にしておきます。が、町長はいかが、ではいけませんね。一步踏み出すということで、住民と話あわなければいけないということは、一步踏み出して景観法を踏まえて景観行政団体に手を上げられるということではないかとい

うことではないかと思いますが、どうお考えになりますか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきます。自然景観を守るということ、これはそういう意味では、皆が取り組める一人一人の課題、取り組める課題だと思っております。ただ先般申し上げましたように、景観というのは、見方によりますので、いいという景色もあれば、良くないと思う人もあったりするわけでありまして、そこら辺のところの調整をしていかなくちゃならないだろうと思っておりますが、いずれにしてもその皆がよい環境の中でいつまでも暮らしていけるような環境を残していきましょう、作っていきましょうという思いは、総論としては同じ思いではないかなというふうに思っております。そういった意味では、景観行政団体になるのもその一つでありますけれども、景観行政団体にならなくてもそういう意味では、そういった機運を盛り上げ、みんなでこの地域をきれいにしていましょうね、守っていましょうねということはやっていけるんだろうと思っております。それを一つの方法として、景観行政団体になって取り組みをさらに強化していくことの思いで言うておられるのではないかなというふうに思いますが、だからそのことにつきましても、住民の理解等いろいろ必要になってまいりますのでもう少し研究させていただきますというふうをお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 休憩

---

午前 11 時 23 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。第 2 章 教育・人権・文化・スポーツから 48 ページから 66 ページまで。19 番 荒松議員。

○議員（19 番 荒松 廣志君） 一点だけ確認しておきますが、ページが 51 ページですね。皆様方のご理解で名和の小学校は新しい校舎が出来つつあるところですが、ここに掲げてあります計画は、大山の小学校、名和中学校とか大山の小学校、特に多いんですけど、耐震補強工事や大規模改修工事を計画に上げておられますが、この中には、協議の中で統合という問題については、協議がなされたかどうか。それで、耐震補強工事の金額と統合し校舎を一つにする予算額と、大きな開きがあればなんですけれども、やがてそういう形も見えてくるんじゃないかと思っておりますので、この長期な計画の中で、そういう論議は全くなかったかどうか、確認しておきます。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 荒松議員さんのご質問には担当課の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 基本構想の中にあります教育環境の充実というところで学校の

施設をどうするかということについては、公にはまだ協議しておりません。しかし、事務局といたしましては、町民の合意を得ながら、財政状況も勘案しながら、早い時期に結論を出したいというぐあいに考えておるところです。日程的には、本年度そういうものに関する意見交換などを開催していきたいというぐあいに考えておるところであります。ここに掲げているのは、対象となる学校、これを出している。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 6番、森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） 一点だけ、ページ48であります幼児教育の充実という項目の中であります。基本計画の中です。幼児教育の充実ということで、家庭・保育所・学校の連携等によるという文言が出てくるわけです。教育長、従来からこの幼児教育について、子どもの教育と親の教育という観点からの指摘を重ねておられるわけですけれども、私も同感ですが、特に0歳から母子手帳をもらわれてからの親、そこからの家庭教育であろうと私は思っていますが、この基本計画の中には、そのことがどうしても文言が見い出せられません。福祉保健業務との連携ということも、この中に文言としてあってもよかったのではないかなと思うわけですが、いかがでしょう。特に基本構想の中ではそれに類した文言があるわけですが、いよいよというこの計画の中に、基本計画の中に少し具体性に欠けておることについて尋ねます。

○議長（鹿島 功君） 答弁、教育長。

○教育長（山田 晋君） 基本構想の中に幼児教育の具体的なものがもう少しあってもいいのではないかなというご質問にお答えしたいと思います。一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、幼児教育の在り方について事務局が構想を練って提示する、そういうレベルもあろうかと思いますが、スタートにあたってはそれぞれの保育所、それから幼児を持っている保護者、こういうあたりの意見を今汲み上げて、そこにある課題を今分析中でありまして。それを踏まえて、当然幼児教育計画を策定していきますので、そういう中で具体的なものもあがってこようかなと思っておるところであります。で、この総合計画の中に、そういうあたりも充分意識したわけですが、そういうプログラムとこの総合計画を発信する時点が充分かみ合わなかったというところは認識しておりますが、いい機会にまた提案していきたいと、補足しながらしていきたい、こういうぐあいに考えておるところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 4番、遠藤議員。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 61ページの男女共同参画社会の推進、この施策の概要のところ男女共同参画プランを策定をしますとありますが、これはいつ頃策定できるでしょうか。それとそのプランを策定する委員さんっていうのがあると思うんですけど、これの男女比率、教えていただきたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 遠藤議員さんのご質問には担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長。

○人権推進課長（近藤 照秋君） お答えいたします。男女共同参画プランの作成につきましては、今年度中に作成するように現在鋭意努力をしております。この策定にあたりましては、男女共同参画推進検討委員会を設けておりまして、メンバーは8名でございます。そのうち男性の方は6名でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 引き続き。

○人権推進課長（近藤 照秋君） 失礼いたします。検討委員会のメンバーは全員で8名でございます。男性は3名、女性は5名ということでございます。あの、男性が3名と女性は5名ということなんです。

○議長（鹿島 功君） 人権推進課長、あとの分が正解ですね。

○人権推進課長（近藤 照秋君） はい。

○議長（鹿島 功君） 4番いいですか。それでは次に進みたいと思います。

〔「もう一つ」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 注意させていただきたいと思います。発言の時には番号を大きな声で言っていただきますように。3番 吉原議員。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 49ページの学校教育の充実についてですけれど、そのこの主要事業に食育という事業は、項目があってもいいじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。教育長。

○教育長（山田 晋君） 食育に関するご質問にお答えしたいと思います。学校教育の中で食育という領域につきましては、位置付けとしては上げてありません。食の指導といういい方で取り扱っております。で、いわゆる最近食育という言い方をしておる部分については、学校教育でなしに、地域で取り組んだりあるいは家庭で取り組みと、そういう中で社会教育の視点から、その必要性を提起していくというようなこういう位置付けが、教育の中では行われているということでありまして、決して軽くみているところではございません。いろいろな形の中でやっておりますし、具体的には総合学習とか給食指導の中で、食の指導ということで食育に準ずる指導はプログラムの中に載せておるところであります。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 次にいきます。第3章 保健・医療・福祉67ページから77ページまで、ありませんか。19番、荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） 同じようなことになりますけれども、77ページはこ

んなに余白があるんですね。大山町にはりんごもあり、梨もあるんですよ。77でしょ。俺の違うな。古いやつでした、ごめんなさい。

○議長（鹿島 功君） 荒松議員いいですね、これは。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） なければ次にいきます。第4章 産業・雇用78ページから96ページまで。19番、荒松議員。

○議員（19番 荒松 廣志君） さっき聞き間違えてごめんなさい。いっぱいあるもので、どれがどれだか。ここには果実は書いてありますが、こだわるようですけれども、計画の中に、例えばメロンの販売額5,621万3,000円、何故芝の販売額が上がらないか。ああ、上がっておりますな。分かりました。

○議長（鹿島 功君） はい、他にありませんか。13番 小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） 今この総合計画を見てみますと、ちょっと見落としかなという点もございますので、もしあったらご勘弁のほどお願いいたします。て、いうのは、これは新エネルギービジョンということで、ちょっと載ってますでしょうかね、バイオのことはちょっと載ってますけれども、前に新エネルギーは太陽と風車とバイオマスだということと言われていたんですけれども、最近水も新エネルギーだというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんのご質問には担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 新エネルギーの定義ということだろうというふうに思います。先ほどおっしゃいました水というものは、従来使われておりますので、新エネルギーという中には含まれていないというぐあいに理解しております。

しかし、ビジョンの中で省水力という部分もございます。そういったものにつきましては、旧大山町の方、新エネルギービジョンの中でも計画をなされておりました。その部分につきましては、環境調査等をしながら坊領川ですね、ここでやって計画に適するかどうかという調査をしたところでございます。なかなか水量がなくてできないという結論が出ておりますけれど、そういった新エネルギーにつきましては今年度策定計画を進めて予算を計上させていただいて議決をいただいております。そういった中で旧大山町で作られました新エネルギービジョン、それを基にしながら名和地区、中山地区、こういうものを調整しながら策定をしていきたいというぐあいに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 13番 小原議員。

○議員（13番 小原 力三君） ちょっと失礼でございますけれどもページ数が分かった

ら。ページ数がか分かれば書いてありますから。

○議長（鹿島 功君） 答弁、企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 失礼しました。42ページに自然環境・景観の保全ということで、施策の概要⑥の方に新エネルギービジョンの策定ということ掲げておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 他にありませんか。11番、諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 87ページになりますかな、ページになりますと。第6次産業化の推進、これは先日も私一般質問にのど筋を引っ張って訴えたわけでございますけれど、その施策の概要、農林水産物の販売、大山観光と連携、地産地消の仕組み、ブランド化、そして流通環境や販売環境の充実、結局これが道の駅でないですか。これを何故載せないのか。具体的に10年計画ですからね、やっぱり書くべきだと、私は思いますけれどね。これは課長でなくて町長に答えて欲しいですわ。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 答弁をさせていただきますが、因みに確認であります、5年です、基本計画は5年でございます。で、5年の間に、道の駅を作るということを明記せよという強い思いではないかなというふうに思っております。先般の一般質問でも答弁いたしましたように、今道の駅については関係機関に働きかけながら、一緒に今実現に向けた取り組みをしているわけでありまして、ここに記しておりますこの6次産業の推進、これはいろんな販売体制、これは決して道の駅だけにこだわることではないというふうに思っております。おっしゃる部分道の駅の役割もありますし、それからそれぞれスポットスポットにそういった拠点を作るということも大きな効果があるんだろうというふうに思っております。思いとしては同じでございますので、改めてご確認をしていただければと思います。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 11番、諸遊議員。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 県といろいろ交渉しておられる、まず進みかけている、ということでしょう。私10年と思ったら5年、まだ近い時期に。だったらね、町長、思いも一緒です。多分ここにおる21人の議員、同じ考えだと思います。だったら載せた方がいいでないでしょうか。載せて怒る議員がいますでしょうか、町民が怒りますでしょうか。なんで道の駅が載ってるのなんて。怒る人は誰もいませんよ。やっぱり目標があるからこそ数字が字として文字として載ってるからこそ、努力のしがいがあるんじゃないかと思っております。思いは一緒ですよ、みんなと。町長、もう一度。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） それでは再質問であります、そこらへん直接担当しながら協議にあたっております、担当課長、地域整備課長の思いを答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○**地域整備課長（押村 彰文君）** 道の話の意見が出ておりますけれど、道の駅はご存知のとおり道路の情報提供あるいはトイレ休憩、というのが主な目的で道路管理者が作るものでございます。その中に地域の特産物を販売する拠点施設として、多く建設もされ多く利用され、効果も上がってるところでございます。大山町で今昨年度からいろいろと国交省、県とも建設意志の検討をいろいろしているところですが、総合計画の中には、93ページをご覧になっていただきたいと思いますが、観光地の魅力の向上という項目の中の①でございます。この中に商業空間及びアクセス道路という書き方をしております。道の駅があくまでも地域活性化拠点施設の一つの手段であるというふうに考えております。先ほど町長の答弁にもありましたけども、道の駅として拠点施設を作るのか、あるいは他の方法で拠点施設を作るのかということで、あくまでも道の駅だけに今こだわっているわけではございません。抽象的な表現の仕方ではありますけれど、商業空間、これが道の駅も一つの手法であるということでご理解いただければと思います。以上でございますけれども。

○**議長（鹿島 功君）** 20番、西山議員。

○**議員（20番 西山 富三郎君）** 102ページです。住民自治組織の機能強化ということ。

○**議長（鹿島 功君）** まだそこまで行ってませんので。

○**議員（20番 西山 富三郎君）** ごめんごめん。

○**議長（鹿島 功君）** 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（鹿島 功君）** それでは最後になります。97ページから最後まで。総括的なものでも結構でございます、受けたと思います。20番、西山議員。

○**議員（20番 西山 富三郎君）** 失礼しました。102ページ住民自治の機能強化の中の①にですね、自治会等の既存住民自治組織の活動を支援しますとありますが、旧名和町はですね、区の設置条例があって自治会を作る時は、議決をしたんですが、旧大山町や旧中山町は無いんだそうですね。で、そういたしますと、自治会を作ろうとすれば最低何戸ぐらい何人ぐらいで行政としては自治会として認めるというふうなお考えをお聞かせください。

○**議長（鹿島 功君）** 答弁。

○**町長（山口 隆之君）** 西山議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○**議長（鹿島 功君）** 総務課長。

○**総務課長（諸遊 雅照君）** 西山議員さんの自治会組織の構成の最低限の戸数というふうなことにつきまして、ご質問いただきました。新大山町におきましては、160余りの自治組織がございます。その中で先ほど議員さんの方のご質問にもありましたように、旧

名和町では区長の設置条例ということで、区の区長さんを町の方が委嘱をし、その任務等をきちっと定め条例化をし、行政の円滑化をはかるという目的のために区長さんを委嘱しておりました。しかしながら他の2町におきましては、区長さんはおられますけども区の設置条例はなく、あるいは区長さんではなく自治会長さんということで、自主的な活動を促進するというので、運用しておられる。しかしながら行政との待遇は保ちながら行政の円滑な行政運営についてはご協力いただいておりますというふうな3町それぞれの仕組みがございました。

新町においては、そういうふうな観点から、あくまで住民組織、自治組織は自主的な活動だということで、条例化等は設けてはおりませんけども、その中で何件から自治会かということでございますが、現在の中ではそういうふうな一元化をした規定というものはございませんが、これまでの経過を踏まえながら、先ほど申しあげましたように旧3町の中で160余りの集落がそれぞれ自主的な活動を展開し、更には地域の活性を図っておられるというふうなことでございますので、その規定で何戸以上というふうなものについては、現在枠をはめていないというのが現状でございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 自治会に入っていない方も何名かいらっしゃるようですね。そういう方には、区長に町の文章等を通さず、郵送をしているように思います。その郵送している戸数は何軒くらいありますか。区長を通さずに。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 西山議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） 先ほど自治会組織に属さずにそれぞれ直接郵便物等を町が郵送しております世帯数あるいは人数はどれくらいかというご質問でございました。現在そういうふうな方の管理につきましては、本庁、支所、それぞれで管理を行っております。で、詳細の人数を現在把握しておりませんので、また改めましてご報告させていただく機会を作らせていただいたらというふうに思うところでございます。

○議長（鹿島 功君） 20番、西山議員。

○議員（20番 西山 富三郎君） 我が町を愛する、大山は宝の山だというふうなことで総合計画で出しておるわけです。コミュニティーという言葉も出てきておるわけですね。そういうふうな町民が一体となって、私は大山町の住民だという誇りを持つためには、やはりそのグループの中に属さんといかんのではないですか。区の設置条例は考えられませんか。我々合併協議会等で、名和条例の第1にやったんですよ。将来区の設置条例、自治会の設置条例というふうなものは、町民の統合を図るような意味からもたれませんか。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

**○町長（山口 隆之君）** それでは私の方から答弁させていただきます。議員さんおっしゃるように、住民が一体感をもって大山町の町に関心を持ち、まちづくりをしていく、それがもっとも一番大切なことだというふうに思っております。そういった意味で、子どもたちにも自分のまちのことを知ってもらうような取り組みもふるさと教育としてやろうとしていますし、いろんな機会をもって町民の皆さんに我が町のことを知っていただき、そして我が町の力になっていただくということ、これはいろんな場面をとおして、取り組んでいかなければならないことだというふうに思っております。

しかしながら、自治会という組織、これはいろんな取り組みをそれぞれ旧3町であるわけですが、旧名和町におきましても条例で区の設置条例を定め、そして自治会の条例でおったわけでありまして、それでもやはりまだ区の中に参加される人、されない方あったわけでありまして、どこまでそれが強制力があるのかなというふうに疑問視も持つところでもあります。ただ今の考え方の中では、それぞれの自治会として、町の施策の伝達だけではなくて、それぞれの自治会あるいは区の自主的な活動を促していきたい、そういった思いの中で、条例で規定しないで今運営をしていただいております。従って当面そういった取り組みの中で、それぞれの区長さん、あるいは自治会の会長さん方に、地域の方々に仲間になっていただくような、そして一緒になって大山町のまちづくりをしていただくような気運の盛り上げという部分も取り組んでいかなければならないと思うところですのでご理解をよろしくお願いいたします。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 8番、岩井議員。

**○議員（8番 岩井 美保子君）** この総合計画を基に新大山町もまちづくりが進んでいくわけですが、今後この議案が可決された後、今後ですね、鳥取県の都市計画の指定を受ける計画はあるのでしょうか。と、言いますのは、赤碕と淀江までは指定をされていまして。ここ旧3町だけが指定をされていなかったわけですが、この指定を受けた場合は、どのようなメリットとか、デメリットというのがありますでしょうか。お伺いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 答弁。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** はい、暫時休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午前11時55分 再開

**○議長（鹿島 功君）** 再開します。6番 森田議員。

**○議員（6番 森田 増範君）** 一点だけ尋ねます。102ページ住民自治の機能強化のところでありまして。基本構想の方は、32ページに町民主体のまちづくり活動の仕組みと

ということで、モデル事業の推進であったり、基本条例の制定であったりという取り組む方向性、姿勢が見えます。これに基づいて基本計画102ページにあるわけですが、どうもこの基本構想の方では、基本計画の中では構想の道筋がどうも見えません。その点についてどのようにお考えあるのか尋ねます。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 構想と基本計画の点について、まちづくりについてでのご質問だというふうに思います。ご指摘の32ページにつきましては、構想の中でも重点的に取り組むということで掲げたものでございます。

従いまして、これを優先させながら計画部分についての施策を展開していくということでこの構成をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田議員。

○議員（6番 森田 増範君） はい、そういう考えは分かるわけですけど、102ページの施策の概要1から5番あるわけですけど、どうも構想と計画の道筋が先ほどの今の課長の答弁を含めても、見えてきませんがどうでしょうか。充分煮詰めてないのかなという気もするわけですが、どいでしょう、もう一度。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） いわゆるここの重点施策の中でですね、まちづくり体制の構築ということで、ここの部分で重点的に具体的に公民館小学校校区という形でのまちづくり協議会の設置というもの、そしてまちづくりのモデル地域、こういうものを推進して支援をしていくというものを通して情報提供なり、先進の町内の活動事例、こういうのを紹介していくというような流れでここは記述をしているところでございます。

従いましてこちらの構想部分の重点施策、重点事業、こういうものを基に1から5番まで基本計画の中での施策というものを展開していくということでの構成にしているつもりでございます。以上でございます。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を…。12番 足立議員。

○議員（12番 足立 敏雄君） 12番足立です。一つだけちょっと気になりましたのでお願いしたいと思います。99ページの世代間交流の充実についての項でございますが、他の項目は、非常にいろいろ書いてありますけれど、これは現状と目標だけで書いてあってちょっと中身がどうなんだいやという気がいたします。この世代間交流というのは、僕

個人からいたしますと大変重要な、ある意味では教育的にも、またある意味では地域づくりにも非常に大きな要素をもっている事業じゃないかなというふうに思います。ここんところをもう少し、17年度はゼロで22年度は3回なんていう非常におおざっぱな書き方がしてありますが、この辺の重要性を認めていただいて、もっと具体的にどういうことをやるというような議論はされたのか、またされたんならどういうふうに考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**○議長（鹿島 功君）** 答弁。

**○町長（山口 隆之君）** 足立議員さんのご質問には、担当課長から答弁させていただきます。

**○議長（鹿島 功君）** 企画情報課長。

**○企画情報課長（後藤 透君）** 99ページの世代間交流の充実ということで記述が少ないんじゃないかということでございます。ここにつきましては、それぞれの分野別でいわゆる福祉、福祉分野、そして教育分野、議員、先ほどご指摘でありました教育分野、こういう中での記述をそれぞれの分野のところで行っております。そういった中で世代間、いわゆる交流をしながらそれぞれの施策の中で展開していくということで、ここには総括的に表現をしたところでございます。以上です。

**○議長（鹿島 功君）** 12番 足立議員。

**○議員（12番 足立 敏雄君）** そうしますとこれからでも結構ですので、もっとこのところは、充実させていただけたらなというふうに思います。と、言いますのも、この中にも出ておりますように、子どもと中高年、高齢者とかこの交流というのは、非常に子ども達、並びに年寄り、それから幼児との交流とかいろんな幅広い方法がとれますし、それから教育関係の方ならご存知だと思いますが、何年か前、赤碕高校なんかもこういう交流の教育をやって非常に注目された事例もありますし、それから昔には、本当に乳幼児、ゼロ歳から3歳ぐらいまでの子どもたちの世話をするのは、ヨーロッパの方で実験した例がありましたけれど、知的障害者の方たちの中には、非常に普通の人よりも集中力が凄く高かったり、それから一つのことをずっと続けていく忍耐力に優れている人がいたりとか、そういうのを、そういう特徴をとらえて子ども達の教育、そういうのに非常に役立つというふうな文献も出ています。

そういうことをいろいろ鑑みて、この世代間交流というのはもっと充実させていただけたらというふうに思います。取りあえず希望ということで、これからご検討いただきたいと思います。

それから一点ちょっと指摘しとっていいですか。ちょっと大山としては困るなという記述がありましたので、2ページの気象というところです。下から6行目ですか、大山山頂では氷点下10度以下になることもあります、というふうにあります、これ10度どころか、20度、30度という氷点下になりますんで、この10度以下というのはおそらく

大山寺の周りだろうと思いますので、ここのところちょっと検討して、調べて直しといてやっておいてください。公に出たらちょっと恥ずかしいなと思います。以上です。

○議長（鹿島 功君） 答弁。

○町長（山口 隆之君） 足立議員さんのご質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（後藤 透君） 失礼しました。この部分につきましては、再度それぞれのデータに基づきながら、変更があれば変更させていただきたいというぐあいになります。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第104号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後1時30分にしたいと思います。

午後12時5分 休憩

---

午後1時30分 再開

日程第19 議案第105号

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。日程第19、議案第105号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第105号 大山町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明をいたします。

本案は、3月定例議会におきまして大山町介護保険条例の一部を改正する条例をご承認いただいたところではありますが、税制改正に係る介護保険料の激変緩和措置について、条例の附則に今回加えるものであります。

激変緩和措置の内容につきましては、税制改正の影響によって所得段階区分が上がる方について、急激な増額を避けるため、平成18年度と平成19年度の2年間において引き下げ、平成20年度に基準額に調整するものであります。

なお、保険料の算定につきましては、激変緩和措置を見込んで算出いたしております。

この条例は、平成18年7月1日から施行し、平成18年4月1日から適用することといたしております。以上で議案第105号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第105号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第106号

○議長（鹿島 功君） 日程第20、議案第106号 物品購入契約の締結について（中山第2分団消防ポンプ自動車購入）を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程をいただきました議案第106号 物品購入契約の締結について（中山第2分団消防ポンプ自動車購入）の提案理由のご説明をいたします。

本案は、物品購入契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

老朽化しておりました、中山第2分団の消防ポンプ自動車の更新について、お手元に配付しております資料のとおり、去る6月16日に、指名願いの出ておりました県内の3業者を指名し、指名競争入札を実施した結果、税込み金額1,877万4,000円で、鳥取市古海356番地の1 株式会社吉谷機械製作所取締役社長 吉谷典雄が落札し、過日物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は、本契約締結日から140日を予定しております。以上で、議案第106号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第106号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21 諮問第1号

○議長（鹿島 功君） 日程第21、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口 隆之君） ただいまご上程いただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、近く任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、現職の井上廣信氏を再度推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものがあります。同氏は人格・識見ともに高く、社会の実情にも通じ、適任と考え推薦するものであります。

なお、同氏は長年にわたり地方法務局職員として勤務し、松江地方法務局出雲支局長を最後に退職され、現在は司法書士としても活躍中であります。平成15年10月1日に法務大臣より人権擁護委員の委嘱を受け、現在1期目のご活躍をいただいているところであります。以上で諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第1号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

---

### 日程第22 陳情第8号から 日程第26 陳情第14

○議長（鹿島 功君） 日程第22、陳情第8号 日本郵政公社の集配局廃止計画の中止

を求める意見書の提出についての陳情から、日程第26、陳情第14号 地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情まで、計5件を一括議題とします。

審査結果の報告と提案理由の説明を求めます。総務常任委員長、沢田正己君。

**○総務常任委員長（沢田 正己君）** 総務常任委員会陳情審査報告をいたします。総務常任委員会に付託されました陳情4件につきまして審査結果の報告と発議案1件について、提案理由の説明をいたします。審査年月日は、平成18年6月15日、審査人数は7名です。

まず、陳情第8号は、日本郵政公社の集配局廃止計画の中止を求める意見書の提出についての陳情です。3月定例会から継続して審査している陳情であります。

内容は、郵政民営化の流れの中で、集配局を整理統合しようとする動きがあり、これに反対するものであります。主な意見は、民営化は既に決まったことであり、それに向けてある程度の整理統合は止むを得ないので、不採択すべきという意味もありましたが、住民が不便になるのに、不採択にはできないという意見が多く、趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第11号は、大山町の「鳥」指定についての陳情です。陳情内容は、町の木、町の花のように町の鳥を定めて欲しいというものです。

主な意見は、総論として分かるが、いざ町に相応しい鳥は何かと考えてみた場合、木や花と違い、なかなか相応しいものが無いという意見が多く、趣旨採択することと決しました。

次に、陳情第12号は、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情です。高すぎる金利のため、返せない人に違法な取り立てがあり、業務停止になったというニュースが流れました。この陳情は当然採択すべきものだという意見で全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、発議案第5号は、陳情第12号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。意見書については、議長、局長に朗読をしていただきますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 局長、朗読してください。

**○議会事務局長（小谷 正寿君）** 朗読いたします。出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書、現在、公定歩合が年0.10%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代のわが国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利（年15～20%）でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2%（日賦貸金業者及び電話担保金融は、年54.75%）という超高金利での営業をしています。（い

わゆる「みなし弁済」)。

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付けに「みなし弁済」の適用はないと判示し、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対してもその主張を退けたところです。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸付に「みなし弁済」が成立しないというものであり、もはや、貸金業規制法43条の存続意義は認められないと言えます。

みなし弁済が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は払う必要のない利息であるにもかかわらず、貸金業者は、両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務処理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が払う必要のない利息のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っているのです。また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、貯蓄を保有していない世帯の比率が全体の23.8%を占めています。余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子供の学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化しています。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、貸金業規制法43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものです。

記、次のとおり出資法及び貸金業規制法を改正すること。一つ、出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。二つ、貸金業規制法43条のいわゆるみなし弁済規定を撤廃すること。三つ、出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見を提出する。平成18年6月22日、鳥取県大山町議会、宛先が、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣でございます。以上です。

**○総務常任委員長（沢田 正己君）** どうもありがとうございました。

次に、陳情第14号は、地方交付税制度の財源補償機能を堅持し充実させる陳情です。主な意見は、気持ちはよく分かるが、国がこのような財政赤字の状態では、これまでどおりの護送船団方式ではいけないとか、借金を孫子の代にまで残すのはどうかという意見が多く出され趣旨採択すべきものとする事に決しました。

以上、総務常任委員会の審査結果の報告と提案理由の説明を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** これから陳情第8号 日本郵政公社の集配局廃止計画の中止を求

める意見書の提出についての陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論終わります。これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

---

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第11号 大山町の「鳥」指定についての陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第11号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

---

○議長（鹿島 功君） これから、陳情第12号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。1番、近藤議員。

○議員（1番 近藤 大介君） 委員長さんの説明いただきまして、採択するという旨の主旨は理解をさせていただきましたけれども、今回の陳情にありますとおり、いわゆるサラ金ですとか商工ローンについては、利息制限法が定める金利以上の金利で貸し付けをしております。陳情の中にもありましたとおり、実際にサラ金なりを利用される方には、そういった利息制限法を越える金利で、お金を借りているということを知らない方が非常にたくさんおられます。

で、まあいよいよ支払いに困って自己破産とかするような段になって始めて、例えば弁護士なりに相談する、あるいは司法書士の方などに相談する、そうすると例えば5年、10年ぐらいずーと最初借りた金額が、わずか50万でも、3万返しちやまた2万借りる、そういったことの繰り返しをしておりますと、実は10年ぐらい利用している間に、支払い過ぎになっておまして、サラ金会社などから50万とか100万とか逆に返してもらえるとというケースがままあります。そういったことを知らない利用者の方が多いわけで、今回の陳情について賛成することには私も全く同感には思いますけれど、その委員会の中の議論の中で、法改正を求めていく、これは当然だと思えるんですけど、そういった現実ですね、利息制限を越える金利で業者はお金を貸しているんだというのをもっと地方自治体、この大山町とかでもですね、住民の方に知らしめていく必要があるのではないかというふうに思うんですけども、例えばその議論の中でそういったことがあったのかどうかということについて、委員長さんについてお伺いいたします。

**○議長（鹿島 功君）** 総務常任委員長、

**○総務常任委員長（沢田 正己君）** 近藤議員の質問に答えていきたいと思いますが、今近藤議員もおっしゃっておられますとおり、サラ金の恐ろしさっていうものを紹介しておりましたが、私たちもそのことを重点的に考えて、国の方にも提出先が衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣宛にこの陳情書を出しているような次第でございます。請願書を出しているようなしだいでございます。

そういう意味からしてもサラ金というものについての取締りを十分にやっていただきたいという考え方から、これを採択したものでございますので答弁に変えさせていただきます。以上です。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立多数です。したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

**○議長（鹿島 功君）** 次に、発議案第5号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受

入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第5号を採決します。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、発議案第5号は、原案のとおり決定しました。

---

○議長（鹿島 功君） 次に、陳情第14号、地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第14号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、陳情第14号は、趣旨採択することに決定しました。

---

## 日程第27 陳情第13号

○議長（鹿島 功君） 日程第27、陳情第13号教育基本法改正に関する意見書提出についての陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 野口俊明君。

○教育民生常任委員長（野口 俊明君） 報告いたします。教育民生常任委員会に付託されました審査結果を報告いたします。

ただいま議題となりました陳情第13号 教育基本法改正に関する意見書の提出についての陳情について、審査の経過と結果を報告いたします。審査年月日は、平成18年6月

16日、紹介議員または当局の出席者とその説明はありません。主な意見といたしましては、審査内容でございますが、陳情第13号の陳情理由では、現行法で充分であり、基本法を改正する必要はありません、との陳情であります。本町議会では、平成17年第3回定例会で平成17年6月7日受理した陳情第5号 教育基本法の早期改正を求める意見書を提出を求める陳情が採択され、教育基本法の早期改正を求める意見書の提出を同定例会で決議、採択し、意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣に対して大山町議会として提出しております。以上の結果、全員一致で不採択とすべきものと決定いたしました。皆様のご賛同をお願いいたします。以上報告いたします。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情は、採択することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

**○議長（鹿島 功君）** 起立少数です。したがって、陳情第13号は、不採択することに決定しました。

---

## 日程第28 発議案第6号 公有財産調査特別委員会設置に関する決議について

**○議長（鹿島 功君）** 日程第28、発議案第6号 公有財産調査特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。提出者 荒松廣志君。

**○提出者（荒松 廣志君）** ただいま上程いただきました発議案第6号の提案理由の説明をいたします。

一昨日の、二宮議員さんの一般質問のなかで、平成11年に問題となったユミハマファームの町有地の不法占拠問題がいまだに解決していないことが明らかになりました。

そこで、この問題の調査も含め公有財産の管理に関する調査が必要と考え、調査特別委員会を設置し、閉会中も調査を行うために会議規則第14条の規定により提案した次第であります。

1. 委員会の名称は、公有財産調査特別委員会、2 設置の根拠は、地方自治法第110条及び委員会条例第6条であります。3 目的は、公有財産の管理に関する調査であります。4 調査期間は、調査完了までであります。5 委員の定数は6人とするものであります。皆様のご賛同を願い、提案理由の説明を終わります。

**○議長（鹿島 功君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第6号を採決します。おはかりします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。よって、発議案第6号 公有財産調査特別委員会設置に関する決議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま設置された公有財産調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、小原力三君、森田増範君、二宮淳一君、荒松廣志君、岩井美保子君、川島正寿君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6人を公有財産調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。委員長・副委員長の互選のため、特別委員会を開いていただきたいと思います。この際、暫時休憩します。

午後2時 3分 休憩

---

午後2時11分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。公有財産調査特別委員長・副委員長の互選結果を報告いたします。委員長に荒松廣志君、副委員長に二宮淳一君が選任されました。

---

### 日程第29 議員派遣について

○議長（鹿島 功君） 日程第29、議員派遣についてを議題とします。議員派遣については、会議規則第119条の規定により、お手元に配布しました派遣書のとおり、派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って派遣書のとおり議員派遣することに決定しました。

---

### 日程第30 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（鹿島 功君） 日程第30、総務常任委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

総務常任委員長から、お手元に配付しております申出書のとおり会議規則第75条の規

定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 異議なしと認めます。従って委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 3 1 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

**○議長（鹿島 功君）** 日程第 3 1、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員長から、お手元に配付しております申し出書のとおり会議規則第 7 5 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** 異議なしと認めます。従って委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 3 2 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

**○議長（鹿島 功君）** 日程第 3 2、経済建設常任委員会からの閉会中の継続調査についてを議題といたします。

経済建設常任委員長から、お手元に配付しております申し出書のとおり会議規則第 7 5 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鹿島 功君）** ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 3 3 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

**○議長（鹿島 功君）** 日程第 3 3、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がございました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。従って委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了いたしました。会議を閉じます。平成18年第7回大山町議会定例会を閉会します。皆さん大変ご苦労さまでございました。

○局長（小谷 正寿君） 一同起立、礼。

---

午後2時14分 終了